

貴会の会員である旧一般電気事業者を巡っては、昨年末に発覚した一般送配電事業者の非公開情報の不正閲覧、本年3月に複数社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反した認定を受けたことなど、不適切な事案が相次いでいます。併せて、公正取引委員会(以下「公取委」という。)からは、貴会に対して、独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

こうした一連の事案は、電力システム改革の趣旨に反するものであり、電気事業の健全性に対する信頼を著しく損なうものです。かかる状況を踏まえ、経済産業省として、小売電気事業の健全な競争を実現するため対策を進めていますが、併せて、電気事業の健全な発達のため、貴会の会員企業に対し、本日付けで次のとおり指示しました。

「公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことのある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、『電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る』との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる『エネルギーの供給責任』や『誠実かつ公正な事業活動』等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。」

貴会におかれましても、上記の指示の趣旨を踏まえつつ、活動の在り方について検証を進めていただくとともに、電気事業の健全な発達に対する懸念を生じさせないよう、法令等遵守を徹底するための具体的な取組及び組織運営の透明性向上に向けて必要な取組を進めてください。